

## 漁港漁場工事等施工環境監理者の配置に関する特記仕様書

### (目的)

漁港及び漁港海岸の施設整備又は、漁場の施設整備の工事を行う場合、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境に配慮した施工を管理する者(以下「施工環境監理者」という。)に適正な技術者を配置することにより、環境保全に配慮した円滑な施工を確保することを目的に、請負者は、本工事に施工環境監理者を配置するものとする。

### (資格)

施工環境監理者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門(水産土木)の資格を有する者、社団法人日本水産会の行う水産工学技士(水産土木部門)認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者又はこれらと同等以上の能力・経験を有する者とする。なお、施工環境監理者に、前述技術者を配置できない場合は、建設業法の1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者を監督職員の承認を得て配置することができる。

1. 学校教育法による大学(短期大学を除く)若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木((以下、水産土木の指定学科という)の課程を修めて卒業した者で、卒業後、漁港、港湾及び海岸の施設整備又は漁場の施設整備の技術的業務に従事した期間を通算した期間(以下、水産土木等業務の実務経験期間という)が、2年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木等業務の実務経験期間が4年以上に達する者
2. 学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木等業務の実務経験期間が4年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木等業務の実務経験期間が6年以上に達する者
3. 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木等業務の実務経験期間が6年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木等業務の実務経験期間が8年以上に達する者
4. 上記1から3以外の者で、水産土木等業務の実務経験期間が10年以上に達する者

なお、監理(主任)技術者、現場代理人が施工環境監理者を兼務することができる。

### (配置)

施工環境監理者は、現地に配置することを基本とし、施工計画立案時や環境対策計画立案時に参与できる立場にいることを条件とする。

請負者は、施工環境監理者の氏名及び登録番号等を施工計画書に記載し、これに変更が生じた場合は、遅滞なく書面により監督職員にその旨を届けるものとする。

また、請負者は、施工環境監理者に従事する者に対し、その者が適正な技術者であることを証する名札を、工事現場内において常に着用させるものとする。

なお、名札は工事名、工期、所属会社名及び社印の入ったものとする。又、監理(主任)技術者が施工環境監理者を兼任する場合には腕章との併用を行うこととする。

(業務内容)

施工環境監理者は、以下の業務を行う。

- ① 周辺海域の自然環境および水生生物の生息環境に対する検討を行い、施工計画書に必要な環境対策について記載すること。
- ② 施工にあたっては、関連漁協および海上保安部等の関係機関と意見調整を行うこと。
- ③ 周辺海域への環境影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員の指示があればそれに従うこと。